

# センターニュース きらめく

NO. 111 9月号

くらしに役立つ生活情報  
北海道立消費生活センター

北海道消費者教育  
PR キャラクター  
「かしこしか」



## 主な内容

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 備えは万全ですか？ 9月は「防災月間」 ……2 | 9月7日、名寄で北海道消費者大会 ……4 |
| 9月16日にエゾシカフェスタ ……2      | 高額な布団の契約トラブル ……5     |
| 消費者契約法が改正 ……3           | 炭酸飲料のカフェイン含有量 ……6、7  |
| カルチャーナイトに240人 ……3       | くらしのセミナー ……8         |
| 「架空請求」は無視して！ ……4        |                      |

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110 FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syohi-c.jp/>

## 備えは万全ですか？

### 9月は「防災月間」

9月1日は「防災の日」。大正12年9月1日に関東大震災が発生し、その大惨事を忘れないために定められました。また、この時期は台風の被害が多い時期なので、9月は「防災月間」でもあります。今年7月、西日本を中心とした豪雨の災害が、被災地域や被災者に財政援助等を必要とする「激甚災害」に指定されるなど、地球温暖化の影響と思われる気候変動が激しい昨今、あらためて防災グッズや避難場所などを家族で確認して、備えは万全に。



#### 非常持ち出し袋はありますか？

いざという時のために、必要な物をひとまとめにした「非常持ち出し袋」を用意しておくといでしょう。消防庁が「最低これだけは必要」としている物を紹介します。

- ・印鑑、現金、貯金通帳
- ・救急箱、防災ずきん、ヘルメット
- ・懐中電灯、ライター、ろうそく
- ・ラジオ、電池
- ・衣類、毛布、手袋
- ・水、インスタントラーメン、食品、ほ乳瓶、缶切り、ナイフ

災害用伝言ダイヤルの活用や避難場所の確認も忘れずに。

#### 電池のチェックも忘れずに

災害時に活躍する懐中電灯やラジオなどにはよく電池が使われています。電池は使い方を誤ると発熱や液漏れ、破裂のおそれがあり、消費者庁などは注意を呼び掛けています。以下の点についてチェックしましょう。

- ・電池の向き（+と-）をよく確かめ、正しく装てんする
- ・銘柄の異なる電池を混合して使用しない
- ・古い電池と新しい電池を混合して使用しない

また、使い切った電池はすぐに機器から外し、長期間使用しない場合も電池を外しておくなど、注意が必要です。金属類と一緒に持ち運びや保管はやめましょう。

#### 今年もエゾシカフェスタ！ ～9月16日、北大学術交流会館～

今年も「エゾシカフェスタ in 札幌 2018」が9月16日午前11時から北大学術交流会館（札幌市北区北8西5）で開催されます。北海道消費者協会、札幌消費者協会などの主催。

北大クラーク会館内（北8西7）のクラーク食堂でエゾシカカレーやサラダ、スープなどを味わった後、12時30分から演奏家の澤口勝氏による縄文太鼓の演奏、午後1時から獣医師の齊藤慶輔氏と北海道エゾシカ倶楽部代表の武田佳世子氏による講演「オオワシとエゾシカ～北海道の自然と共生を考える～」が開催されます。

参加費は昼食セット 1200 円（税込）、昼食なしは 700 円（税込）。申し込み、問い合わせは北海道消費者協会 教育啓発グループ（☎011-221-4217）へ。



TBS 系列「情熱大陸」出演、講師の齊藤慶輔氏



# デート商法、靈感商法が取り消し可能に ～消費者契約法が改正！来年6月施行～

消費者を不当な契約から守るための「改正消費者契約法」が今年6月に成立し、来年6月15日に施行されます。契約を取り消すことができる勧誘行為に、恋愛感情を利用した勧誘やいわゆる靈感商法などが追加されました。民法改正で成人年齢が2022年から18歳に引き下げられることを想定し、若年層の保護に重点をおいています。主な改正ポイントを紹介します。

## 出会い系サイトなどで知り合い…

これまで消費者契約法は、しつこく迫られた状態で結んだ契約は取り消しましたが、人間関係につけ込んだり、不安をあおったりする勧誘行為は対象外



【消費者庁イラスト集より】

でした。

今回の改正で取り消し可能な不当な勧誘行為として追加されたのは、「社会生活上の経験不足の不当な利用」で、いわゆる「デート商法」が挙げられます。

デート商法とは、電話やメール、出会い系サイト、街頭での声掛けなどで異性に近づき、デートに誘い出して仲良くなったところで相手の恋愛感情を利用し、アクセサリや絵画などの高額商品や英会話教室受講などのサービスの契約を迫ります。契約後、連絡が取れなくなり、詐欺に気付くというものです。

ほかにも、就活中の学生の不安を知りつつ「このままでは一生成功しない。この就職セミナーが必要」と告げて勧誘する「不安をあおる告知」も含まれます。

また、認知症や加齢等により判断力が低下していることを不当に利用しての勧誘や、靈感等による知見を用いた告知による勧誘なども契約を取り消せる勧誘行為としました。

## 子どもたちが実験にチャレンジ！ カルチャーナイトに240人！

道立消費生活センターは7月20日、「カルチャーナイト 2018」に参加、商品テスト室などを開放しました。親子ら240人が訪れ、プチ実験などに参加して、短い夏の一夜を楽しみました。



①

- ① 白衣を着て清涼飲料水を作る実験に挑む子どもたち。意外と砂糖たっぷりに驚かされる
- ② 低温室で-30℃を体感した後、凍らせたバナナで釘打ち
- ③ -200℃の液体窒素に風船を入れたらどうなる？ 好奇心いっぱいの子どもたち



②



③

## 「架空請求」は、とにかく無視！ ～相手と連絡は取らないで！～

まったく身に覚えのない架空請求が横行しています。慌てて支払いに応じるのではなく、まず周囲の人に相談しましょう。請求メールやはがきに記載されている電話等に連絡してはいけません。架空請求はとにかく無視しましょう！

メールやはがきには「自宅に出向く」「給与、動産、不動産差し押さえ」「強制執行」「裁判になる」などといった不安をあおる文言が書かれてあったり、実在する事業者をかたってコンテンツ利用料金等を請求されたりする場合があります。請求はがき等を送り付けられた人の中には「もしかしたら利用したのかも」と思い、記載されている連絡先に電話をし、相手とやりとりするうちに、訴訟取り下げ費用等の名目でお金をだましとられたケースもあります。

こうした架空請求等については、相手と連絡をとってはいけません。連絡することでさらに相手に個人情報を知られてしまい、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。

ただし、「裁判所からの支払督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の

真偽の判断が難しいこともあります。最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

### オレオレ詐欺にも注意！

オレオレ詐欺も全道各地で発生しています。息子を名乗る男から電話があり、「女性を妊娠させた。慰謝料を支



払わなければならない。100 万円を振り込んでほしい」と言われて指定口座にお金を振り込んでしまった被害が8月に発生しました。

女性を妊娠させて慰謝料を支払うという内容は、オレオレ詐欺が出始めたときの口実です。年月を経て繰り返される傾向にあることから、北海道警察は今後多発するおそれがあるとして、注意を呼び掛けています。

### ご参加ください！ 名寄で北海道消費者大会

北海道消費者協会は9月7日（金）、名寄市で「第 55 回北海道消費者大会」を開催します。札幌以外では初の開催となります。参加は無料。ふるってご参加ください。

大会のメインテーマは「地域の再生と持続可能な社会を目指して」。地方都市の疲弊・過疎化が進む中で、北海道の豊かな自然や資源を生かした先進的で意欲的な取り組みに学ぶとともに、消費者や生産者、事業者との連携と協働を考えます。

午前 10 時 50 分から、名寄市のかんだファーム代表の神田勇一郎氏が「農業の力で地方を

ほしぞらゆきみほうれんそう  
元気にする～なよろ星空雪見法蓮草～」と題して基調講演。午後1時からのパネルディスカッションのテーマは「地域と共に生きる喜びを語ろう」。神田氏と名寄市長の加藤剛士氏に加え、NPO法人西興部村獺区管理協会事務局長の伊吾田順平氏、ソーリー工房（下川町）の山田香織氏、小松佐知子氏がパネリストを務めます。コーディネーターは名寄消費者協会会長の佐藤靖氏。

会場は名寄市民文化センター <sup>エン</sup> <sup>レイ</sup> EN-RAY ホール（西 13 南 4）。会場ロビーでは特産品も販売します。問い合わせは、北海道消費者協会 総務・組織連携グループ（☎011-221-4217）へ。

## 消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ  
☎050-7505-0999

断っているのに勧誘され…

## 高額な布団、解約できる？

**Q** 2カ月前、80代の義父が訪問販売で、「縫い目がない布団なので絶対に羽根が出てこない」と長時間にわたって高額な羽毛布団を勧められ、断ったけれど最後には契約してしまったようだ。その前

にも羊毛布団や敷布団カバー等をそれぞれ別の事業者から購入していたらしい。支払いが残っているが、必要ないので解約させたい。(50代 女性)



【消費者庁イラスト集より】

**A** 訪問販売での契約は特定商取引法(特商法)で規制されており、事業者には勧誘に先立ち、販売目的を告げることや、法律で定められた内容を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間を過ぎていても、書面に不備があればクーリング・オフを主張できる場合があります。

また、特商法や北海道消費生活条例(道条例)では、断っている人への勧誘を継続することや、後日あらためて勧誘すること、消費者の知識や財産などの状況にふさわしくない勧誘を行うことを禁止しています。

当センターで契約書面を確認したところ、商品やサービスを特定できる記載がありませんでした。相談者には、勧誘時の状況などを聞く必要があるので、本人から連絡するよう伝えました。

本人から聞き取りをしたところ、「お金がないと断っても、『クレジットカードが使える』としつこく言われて断りきれず、11万円もする布団を買ってしまった。事業者が納品に来たときに支払いが心配だと言ったら、『リボ払いにすればいい』と促されて、事業者がいるうちにカード会社に連絡して支払い方法の変更手続きをした。でも、何カ月も払い続けられないのでやっぱり解約したい」とのことでした。

販売方法の問題点も多いため、当センターから事業者に連絡し、契約の経緯等を伝え、書面不備によるクーリング・オフを主張したところ、クーリング・オフに応じると回答がありました。本人からクーリング・オフ通知を発信し、布団は着払いで返送しました。後日、カード会社の売り上げが取り消されたことを確認して相談を終了しました。

以前契約した羊毛布団や敷布団カバー等についても、契約書面の不備や販売方法に問題があったため、同様に各事業者にクーリング・オフを主張して交渉した結果、了承され解決しました。

## 訪問販売お断りステッカーの活用を

訪問販売では、事業者が次々に布団や健康食品等を契約させたりするケースや、点検を口実に来訪し、「このままでは大変なことになる」などと不安をあおり、水まわりの修繕や外壁工事などの住宅リフォームの契約を迫るといった相談が寄せられています。

道条例では、「訪問販売お断り」のステッカーを貼っている家を訪問して取引することを禁止しています。ステッカーを貼ることは悪質商法の被害を未然に防止する有効な手段といえるでしょう。

トラブルに遭った場合は最寄りの消費生活相談窓口へ。



# 過剰摂取で体調不良も…

## ～炭酸飲料のカフェイン含有量～

カフェインは苦味や眠気覚ましの効果がありますが、過剰摂取した場合、めまいや興奮、不安、吐き気などカフェイン中毒を起こすこともあり、死亡事例もあります。このため 2017 年 7 月に厚生労働省はカフェインの過剰摂取に対する注意喚起をしています。また、カフェインの影響は個人差が大きく、摂取量を気にする消費者も少なくないことから、添加物としてカフェインを使用している炭酸飲料をテストしました。

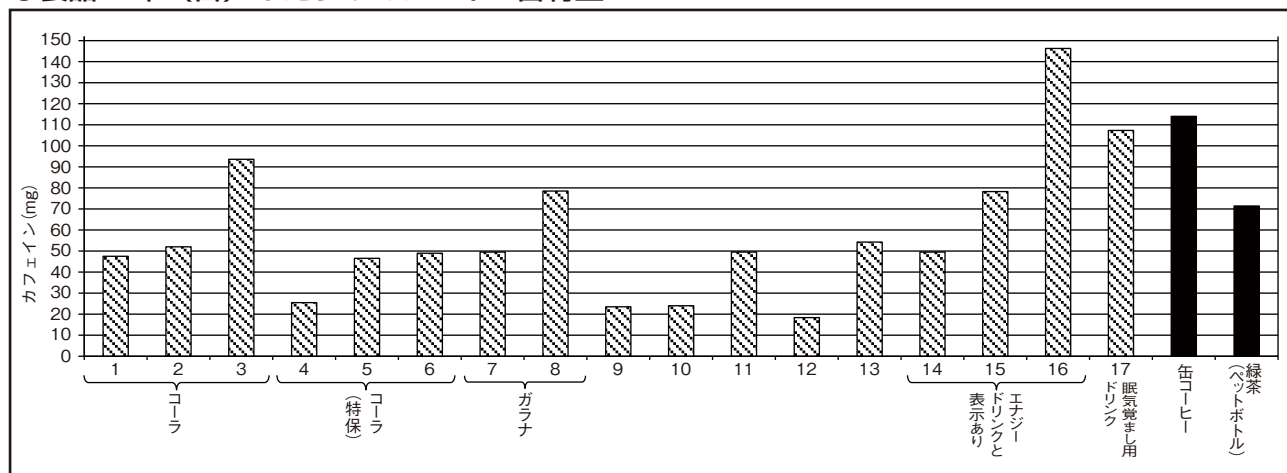
### テスト品

- ・炭酸飲料 17 銘柄
- ・参考品
  - 缶コーヒー（無糖） 1 銘柄
  - 緑茶（ペットボトル） 1 銘柄

### テスト結果

100mlあたりのカフェインは、最小が 4.7mg (No.9)、最大が 107.3mg (No.17)、平均 19.4mg でした。参考品の缶コーヒーは 60.0mg、緑茶（ペットボトル）は 13.6mg でした。缶コーヒーより高い値だったのは No.17 のみで、眠気スッパリの表示がありました。緑茶（ペットボトル）より高い値は No.3、8、12、13、15～17 の 7 銘柄でした。

#### ●製品 1 本（缶）あたりのカフェイン含有量



製品 1 本（缶）あたりのカフェイン（グラフ）は、最小が 18.4mg (No.12)、最大が 146.3mg (No.16)、平均 58.4mg でした。参考品の缶コーヒーは 114.0mg、緑茶（ペットボトル）は 71.4mg でした。缶コーヒーよりも値が大きかったのは No.16 のみで、エナジードリンクの表示がありました。緑茶（ペットボトル）より高い値は No.3、8、15～17 の 5 銘柄でした。

### 表 示

カフェイン含有量の表示が 9 銘柄 (No.3～6、10、14～17) にあり、表示値は測定値とほぼ同じでした。子どもや妊婦、カフェインに敏感な人などへの注意表示は 3 銘柄 (No.15～17) にありました。また、商品名や表示の記載にエナジードリンク (ENERGY DRINK、Energy Drink) が 3 銘柄 (No.14～16) にありました。

## ●テスト品一覧と結果

| No. | 商品名                   | 製造者等                   | 内容量<br>(mℓ) | 購入価格<br>(円) | カフェイン含有量 |         |             |
|-----|-----------------------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------|-------------|
|     |                       |                        |             |             | mg/100mℓ | mg/本(缶) | 表示値mg/100mℓ |
| 1   | コカ・コーラ                | コカ・コーラ カスタマーマーケティング(株) | 500         | 86          | 9.5      | 47.5    |             |
| 2   | ペプシコーラ                | サントリーフーズ(株)            | 500         | 108         | 10.4     | 52.0    |             |
| 3   | ペプシストロング5.0GV         | サントリーフーズ(株)            | 490         | 84          | 19.1     | 93.6    | 19          |
| 4   | ペプシスベシヤルゼロ            | サントリー食品 インターナショナル(株)   | 490         | 108         | 5.2      | 25.5    | 5.1         |
| 5   | コカ・コーラプラス             | 日本コカ・コーラ(株)            | 470         | 162         | 9.9      | 46.5    | 9.6         |
| 6   | 麒麟メッツコーラ              | 麒麟ビバレッジ(株)             | 480         | 116         | 10.2     | 49.0    | 10          |
| 7   | 麒麟ガラナ                 | 麒麟ビバレッジ(株)             | 500         | 97          | 9.9      | 49.5    |             |
| 8   | ガラナ                   | (株)セコマ                 | 500         | 90          | 15.7     | 78.5    |             |
| 9   | マッチ                   | 大塚食品(株)                | 500         | 129         | 4.7      | 23.5    |             |
| 10  | ドデカミン                 | アサヒ飲料(株)               | 500         | 97          | 4.8      | 24.0    | 5.0         |
| 11  | デカビタC ダブルスーパーチャージ     | サントリーフーズ(株)            | 500         | 97          | 9.9      | 49.5    |             |
| 12  | オロナミンCドリンク            | 大塚製薬(株)                | 120         | 89          | 15.3     | 18.4    |             |
| 13  | マウンテンデュー              | サントリーフーズ(株)            | 350         | 95          | 15.5     | 54.3    |             |
| 14  | ENERGY DRINK          | (株)セコマ                 | 500         | 97          | 9.9      | 49.5    | 10          |
| 15  | Red Bull ENERGY DRINK | レッドブル・ジャパン(株)          | 250         | 259         | 31.3     | 78.3    | 32          |
| 16  | MONSTER ENERGY        | モンスターエナジー・ジャパン(合同)     | 355         | 205         | 41.2     | 146.3   | 40          |
| 17  | メガシャキ                 | ハウスウェルネスフーズ(株)         | 100         | 258         | 107.3    | 107.3   | 約100        |
| 参考品 | BLACK 無糖              | ユーシーシー上島珈琲(株)          | 190g        | 81          | 60.0     | 114.0   |             |
|     | 伊右衛門                  | サントリーフーズ(株)            | 525         | 81          | 13.6     | 71.4    |             |

※購入価格は税込み ※カフェイン含有量の表示値は100mℓあたりに換算

## 消費者へのアドバイス

・今回テストした炭酸飲料は 製品あたりで缶コーヒー(114mg/缶)の0.2～1.3缶分のカフェイン含有量でした。眠気覚まし用ドリンクやエナジードリンクの中には、缶コーヒーと同程度が多い製品もあります。飲み過ぎに注意しましょう。

・食品のリスク評価を行っている内閣府食品安全委員会のファクトシート（平成30年2月23日最終更新）によると、国内外ともにカフェインの一日摂取許容量（ADI）は設定されていません。しかし、海外では妊婦や子どもの

カフェイン摂取目安量を示している国があります（下表参照）。妊婦や子どもはカフェインを取り過ぎないように留意してください。また、カフェインに対する感受性は個人差が大きく、少量でも敏感に反応する場合があります。カフェインに敏感な人は注意しましょう。

・カフェインは適量摂取すると頭がさえ、眠気を覚ます効果があります。一方で過剰に摂取した場合、めまいや心拍数の増加、興奮、不安、震え、不眠症、下痢、吐き気の急性作用をもたらすこともあるといわれています。

## ＜海外の主なリスク評価・管理機関等の状況＞

| 悪影響のない最大摂取量 |                            | 飲料換算                                                                             | 機 関 名          |
|-------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 妊婦          | 300mg/日                    |                                                                                  | 世界保健機関(WHO)    |
|             | 200mg/日                    |                                                                                  | 欧州食品安全機関(EFSA) |
|             | 300mg/日                    | コーヒーマグカップ2杯(237mℓ/杯)                                                             | カナダ保健省         |
| 授乳中の女性      | 200mg/日注1                  |                                                                                  | 欧州食品安全機関(EFSA) |
| 健康な子供及び青少年  | 3mg/kg体重/日                 |                                                                                  | 欧州食品安全機関(EFSA) |
|             | 2.5mg/kg体重/日               |                                                                                  |                |
|             | 子供(4～6歳) 45mg/日            | ・コーラ1缶(355mℓ)当たりの<br>カフェイン含有量36～46mg<br>・エナジードリンク1缶(250mℓ)当たりの<br>カフェイン含有量 約80mg | カナダ保健省         |
|             | 子供(7～9歳) 62.5mg/日          |                                                                                  |                |
|             | 子供(10～12歳) 85mg/日          |                                                                                  |                |
|             | 13歳以上の青少年 2.5mg/kg体重/日     |                                                                                  |                |
| 健康な成人       | 400mg/日<br>(3mg/kg体重/1回)注2 |                                                                                  | 欧州食品安全機関(EFSA) |
|             | 400mg/日                    | コーヒーマグカップ3杯(237mℓ/杯)                                                             | カナダ保健省         |

注1：乳児に健康リスクは生じない。

注2：1回当たり摂取量約3mg/kg体重以下(例：体重70kgの成人で、約200mg以下)であれば急性毒性の懸念は生じない。

内閣府食品安全委員会 食品中のカフェインのファクトシート(平成30年2月23日最終更新)より。

## ドナルドと食の大切さ学ぶ ～夏休み親子体験学習講座～

外食大手のマクドナルドのキャラクター、ドナルドが食の大切さを教えるセミナーが夏休み期間中の8月8日、道立消費生活センターで開かれ、参加したチビっ子たちは楽しみながら学びました。

当センターの「くらしのセミナー」の一環。ドナルドは「体は食べ物でできている。バランスよく食べると心と体が大きくなるよ」「食



ドナルドのお話の後はみんなで体操

べ物は作る人、運ぶ人、調理する人など、いろんな人の手を通してみんなの元へ届くよ。無駄にならないようにしようね」など、子どもたちへメッセージを届けました。

## 9月以降も「くらしのセミナー」へ!

道立消費生活センターは9月以降も引き続き、「くらしのセミナー」を開催します。午後1時から3時まで。内容は下表をご参照ください。受講無料。申し込み、問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

| 日 時                                     | テーマと講師                                              |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 9月19日(水)<br>13:00～15:00<br>受付中          | 知識ゼロから学ぶ仮想通貨<br>～仮想通貨の現状と課題～<br>一般社団法人 日本仮想通貨ビジネス協会 |
| 10月17日(水)<br>13:00～15:00<br>(9月19日から受付) | おひとり様の終活<br>～死後の事務処理は誰に?～<br>終活カウンセラー 武田佳世子氏        |

## 見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成 29 年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約430人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2名以上は要予約。講座の内

容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。



繊維の実験に取り組む学生たち

## 北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

(相談受付時間: 平日/午前9時～午後4時30分)

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

### ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索